

〔研究ノート〕

# 警視監獄署の懲治人・幼年囚教育の系譜

重松一義

〈目次〉 一、警視監獄署内の寺子屋塾

二、監獄教誨師の権限強化と監獄教育制度

三、川越分監での洋式感化教育の試行と少年行刑

## 一、警視監獄署内の寺子屋塾

石川島人足寄場の系譜に立つ東京府徒場・懲役場・警視庁石川島監獄署時代には、旧幕時代より心学が講述され、人倫五常の道を篤と心得させるよう教化がなされている。<sup>(1)</sup> また構内に稲荷社を設け、神仏に手を合わせる習慣を身につけさせ、自立更生のため手業を習得させるなどの指導がなされている。また明治三年一月、構内に「勸善所」(講堂)を設け、説教人の「説教聴聞」ということで教化を試みている。これは宗教に限らず道徳講話の例え話などが多く採られ、「聴聞を志願する徒人・懲役人は各小屋より巡番に引出し」と、乱暴に表現されているが、罪名など無差別にこれを許している。

明治四年では各軀役場(作業場)単位に、「軀役は己の家業と心得、問頭(作業場の頭)は父たる道を講じ、役附は兄の道を講じ、其余は子弟の道を講じ、又老々の道を講ず。長者は幼弱を憐み、幼者は長者に事へ、衣類を預る者夫婦の道を講ずる類、所として習はざるはなし。是を実際の学と云ふ」と、心学講話の一節と思われることが掲げられている。こうして明治五年より警視監獄署・埼玉監獄署は、少年には半日就役・半日放役(作業免除で就学)させ、算筆読書の稽古を差許している。<sup>(3)</sup>

## 勸善所席図

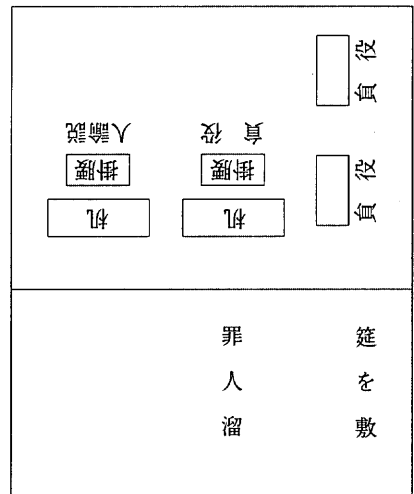
他県においてもほぼこれに類似した教化の制を採り、署内学舎教則(金沢)、就学仮規則(東京集治監・千葉・和歌山・山形)、小学簡易科教授(明治二年五月、監視監獄署市ヶ谷支署に集結拘禁中の少年囚に昼間は四谷小学校教員に、夜間は西南の役国事犯を用ゆと「郵便報知」報道)などがなされている。ただ政府は明治一一、二年頃、西南の役国事犯の教授を黙認していたものの、国事犯の教授は何等かの影響あることをおそれ、禁獄人取扱規

則に抵触するのゆえをもって、岩手県監獄署より上申の禁獄人大江卓・林有造の教授請願を允許相成難くとあるように、これを禁じている。<sup>(4)</sup> 参考までに仮規則の一例を挙げれば次のごとくである。

警視庁囚人教授方仮規則

- 一、教誨の眼目は専ら道理を論じ悔改に導くを旨とし方今学則に關せず
- 一、旧病監を以て仮学校となす
- 一、校中は拭板にして敷薦を用ひず
- 一、生徒六十名を六分して輪番掃除せしむ
- 一、判任官一名等外吏一名を以て学務を兼任せしむ
- 一、各檻中読書算術を兼ね品行善良の者十二名を撰み授教となし一人に付生徒五名を附す
- 一、囚人十八歳に満たざる者は正午十二時工場を引上げ即時入学三時に至つて退校す但時間を折半して算術読書を授く
- 一、兼任の判任官は公務の余暇は時々校中を監督巡視す
- 一、学務担当の等外吏は校内に在ては終始監督訓導すべし
- 一、生徒の等級は着手の上適宜之を別つ
- 一、生徒の勤学中十八歳に至る速に退校して専ら工芸を習はしむ
- 一、入場の当日に限り工場引上げ後一時間内に浴せしめ午後一時より登校学に就かしめ四時に至つて止む
- 一、一六の日は掛り官員にて勸善訓蒙を講じ生徒をして來聴せしむ

席圖



(『近世日本行刑史稿』下巻、722頁、掲載図)

一、三八の日は止業の後一時間前同断勧善訓蒙を講ず

一、生徒試験は一ヶ月二回十五日二十九日を以て定日となし判任官立合等外吏をして之を検せしむ

一、生徒の賞典は三級に分ち上点を得る者五錢中点を得る者三錢下点を得る者一錢五厘必ず試験の日之行ふ

但筆墨紙の類を以てして金銭を以てせず試験一回の総額は一円に過ぐべからず

一、生徒の内怠惰にして命を用ひず或は校内学則に悖<sup>はぐれ</sup>戻する等の者は適宜の罰を行ふ但罰則は追て成文すべし

一、授教は生徒と共に悉く一檻に処して檻長をして預らしむ

一、退校後六十分間休憩し四時より五時に至るまで授教は各自の預る処の生徒をして本日授るところの句読算術を復せ

しむ 三八の日入浴の日  
休憩時間を除く

一、授教は十二時より一切他事を命ぜず

一、授教は平生預かるところの生徒の行状を鼓舞督責し命を用ひざる者は直に掛り官員に具申すべし

一、授教は其預かるところの生徒をして衣服支体専ら不潔の事なからしむるを要す

一、生徒中不正のことあらば時宜に依り責を其関係の授教に委す<sup>(5)</sup>

今日からみれば、警視庁に所属する監獄署が少年の教育を指導監督するということは奇異にみられようが、当時、警視庁は警察のみでなく監獄も傘下に置き掌理していた時代であったがためである。

## 二、監獄教誨師の権限強化を監獄教育制度

整備されず各府県不統一であった監獄教育は、明治一四年、改正監獄則により教誨師という職名が法律上はじめて明定され、「教誨師、改過遷善ノ道ヲ講説シテ囚徒ヲ教誨ス」(備人分課例)と定めている。よって、

明治十四年監獄則を改定し第九十四條に教育に關し左の規定を置き教育時間及教科目等を明定し懲治人に対する教育制度を確立した。これ我國監獄教育に關する規定上の濫觴<sup>らんしやう</sup>である。

「懲治人には毎日三四時間読書、習字、算術、度量、図画の科目中に就き之を教ふべきものとす」

「学科は懲治場の教場に於て之を研究せしめ其学業の進歩を表する為就学の年月、卒業の科目、学業の優劣及行状の良否氏名年齢等を簿冊に記載し巡閱官吏の檢閲に供し又は其尊屬親に示すことあるべし」

懲治人教育は第九十三條の教誨及第四十七條の実科訓練（作業）と相俟ちて懲治人の智識を開發し悔過遷善の念を發起せしめんとするの趣旨に出づるものにして、当時既に欧米獄制等の影響を受けて、漸次少年犯罪者の教養に留意するに至りたることは注目に値する。併しながら其實際の施設に至りては尚極めて不充分たるを免れず。之が整備は概ね明治二十年以後に属するのである。

一般受刑者の教育に付ては何等規定する処なく各署の施設又従て区々たるを免れなかつたが、未丁年者に対しては概ね懲治人に準じて教育を施し教育対象者の範圍は漸次拡張せらるゝの傾向に在つた。<sup>(6)</sup>

と説明される体制となつてゐる。これを受け、各監獄では懲治人を学年別に編成するなど、一般の尋常小学校とさして変わらぬ体制が採られている。次の一例がそれである。

#### 小松監獄授学細則

第一條 教場は教誨場を以て之に充了各学年別に席を定め仍ほ就学者の学能及び行状に依りて其坐順を定むるべし但囚人と懲治人とを混居せしむべからず

第二條 教場には就学者の名標を掲げ其学年及び坐順を示すべし

第三條 教場には別紙定むる所の授学日査簿を備へ置き就学者日日勉否の様様及び言行の状を考程して之を点記すべし

其記点は一日最上を十点上を一点とし定期試験毎に其期中の総点を計へて就学日数に平均し其一日の点位に従て良否を審按するものとす（別紙略す）

第四條 一日の授学時間は各科に等分し其毎時五分間使用時間を与ふべし

第五條 授学中は最も静肅ならしめ濫りに放談又は動作せしむべからず

第六條 授学の始終及び使用時限は其看護者に於て鈴報すべし

第七條 毎土曜日及び一般教誨施行の時は温習日とし教場に於て温習せしむべし

第八條 規程第二條但書に依り適宜の学科を授る者は別科就学者として之を遇し成るべく尋常以上の小学読書算術習字の科に拠り授学すべし

第九條 規程学科の外教誨師時々修身口授を爲し殊に別科には普通修身書を講授すべし

第十條 規程第四條に依り新入就学者の学力を検査するには其三日以内に於て看守長立会教誨師之を主験し其相当学年を択て授学日査簿えらひに記載し首席官の認可を得て其末座に編入すべし

第十一條 規程第五所定の定期試験は毎年三月六月九月各末日（日曜日又は定役日に当るときは其前日）に施行し卒業試験は同十二月廿日より廿八日迄に至るの間に於て執行すべし

第十二條 定期試験は其期間中履修せし学科に就き之を行ひ其成績に依り坐順を昇降すべし

第十三條 卒業試験は其学年中履修せし学科に就き之を行ひ及第の者は次学年の末生に編入し落第の者は原学年の首坐に編入すべし

第十四條 授学及び試験の体裁は成へく小学の方法に拠るべし

附 則 無学者授学手続

一、準則第一條に拠り授学するには教誨場を以て教場に充すべし

一、無学の者入監したる時は書記之を教誨師に通知すべし教誨師は其通知を得て無学者名簿に加名し既に習得

したる時は試験の上除名すべし

一、授学の用具は教場に備付し始学の都度貸与すべし<sup>(7)</sup>

明治一七年一二月には監獄事務諮詢会という全国典獄の特別会議があり、内務卿伯爵山縣有朋、内務大書記官監獄局長石井邦猷出席のもと全国監獄事務についての総合的検討と打ち合わせがなされている。この席で内務卿山縣有朋は、

「監獄ノ要タル在監者ヲ懲<sup>ちやうひ</sup>感化シテ之ヲ愛護スルノ目的ヲ達スルニ在リ夫レ良善無失ノ人ヲ教育シテ以テ其良善ヲ全フセシムルモ猶且ツ易カラス況<sup>いわ</sup>ンヤ其既ニ不善人タルモノヲシテ復ヒ善人タラシメント欲スルニ於テヲヤ司獄ノ任実ニ重且ツ大ト謂フヘキナリ<sup>(8)</sup>」

との示諭をなし、監獄局長石井邦猷は本会の問題「定役ニ服スル罪囚ヲ懲<sup>ちやうひ</sup>感化スルノ道ハ導化ト労作ノ二事アルノミ」につき、内務卿の「懲<sup>ちやうひ</sup>感化」の言葉を繰り返して強調している。

さらに明治三三年、監獄教育は法体制として教誨師の地位向上・権限強化がなされ、「教誨師ハ典獄ノ指揮ヲ承ケ在監人ニ対シ専ラ其徳性涵養ノ任務ニ従事ス」(教誨師職務規程第三〇条)とし、さらに、

個人的教誨の目標を示して之が運用の適切を期せしむる爲、「教誨師は囚人の罪質、犯数、性情、教育、職業等其の他身上に関する諸般の状況を審査し常に適切な個人教誨を行ふべし」と規定し<sup>(第<sup>三</sup>條)</sup>其の他一般教誨、特別教誨、個人教誨に關し之が施行の方法を詳細に規定し、<sup>(第<sup>三</sup>、<sup>三</sup>八、<sup>三</sup>九、<sup>四</sup>〇條)</sup>尚進んで囚情の査察、看読書籍の審査、釈放後の保護の方法等に至る迄在監人の精神教化に関する一切の事務を処理せしむること、した<sup>(第<sup>三</sup>五、<sup>三</sup>六、<sup>四</sup>一、<sup>四</sup>二條)</sup><sup>(9)</sup>

とあるように、「教誨原簿」といわれる各囚別の成績評価欄に、教誨師の手により「行状不良改悛ノ状ナシ」、

「再犯ノ虞アリ」、「本囚ハ強剛頑曲屢々教誨ヲ加フルモ服膺ノ念ナキモノト認定ス」、「本囚ハ近頃稍々謹慎シ犯則セザルモノニシテ教誨ニモ服膺ノ念アル如ク認定ス」、「本囚ハ屢々教誨ヲ加フルモ更ニ悔悟謹慎ノ状顯サザルモノト認定ス」といった判示がなされ、進級・仮釈放・免罰なども左右する強い権限があった。これは懲治人・未丁年囚（少年囚）に対しても同じであつた。

その待遇も奏任官待遇教誨師一級俸は九〇〇円、特別俸は一、二〇〇円という典獄なみの優遇がなされており、監獄分課も戒護課・作業課・庶務課のほか、教務所・医務所を独立分課としている。わが国の監獄教誨は本願寺系僧侶によるものが支配的であつたが、明治三十一年、キリスト教教誨師の進出・活躍もめざましく、双方の軋轢は仏教系教誨師四名の解職という巢鴨監獄教誨師事件として帝国議會の問題にまで発展している。

これに関連したキリスト教系の教誨師留岡幸助は、かつて明治二十四年、北海道空知監獄に勤務中、囚徒の中には不幸な生いたちなど同情すべき少年囚が多く、少年感化こそ優先すべき教化であることを察し、単身渡米、北米エルマイラ少年感化監などの制度を研究して、明治二十九年帰朝している。翌明治三〇年には『感化事業之發達』を、明治三十三年には警察監獄学校教授として欧米の監獄改良・少年感化の实情・少年への不定期刑適用の成果・仮釈放制度などを『獄制沿革史』として著わし、これが次章で述べる川越分監の西歐式感化教育の実験的導入へ、また自身が「家庭学校」を創設運営するステップとして大きくつながっていることも特記されることであつた。今も北海道遠軽にある家庭学校内の碑に、留岡の「一路到白頭」という少年感化一筋の座右銘が刻まれている。わが国の少年感化・少年行刑は、こうした曲折と茨の道を経て拓かれているのである。

### 三、川越分監での洋式感化教育の試行と少年行刑

川越分監での画期的処遇の試みは、留岡幸助の研究成果、内務省監獄局獄務課長（局長心得）小河滋次郎<sup>13)</sup>の



内務省獄事顧問ゼーバッツハから受けた影響、万国監獄会議出席と欧州監獄の視察経験によるものがあり、その試行の現場責任者に警視庁出身の早崎春香が選ばれている。

早崎は鹿児島県土族、大分県警察部保安課長、警務課長から警視庁に転じ、警視総監官房文書係長時代、当時の警視総監大浦兼武に推挙され浦和監獄典獄に就任、試行予定の川越分監を指揮監督する立場に就いたわけである。早崎に白羽の矢が立ったのは、当時の不良少年といわれる子どもは盛り場の浅草公園か神田周辺だといわれており、特に浅草公園の木馬に坐っていた八歳の子どもが引き立てられていったことなどが、警視庁内きつての子どもの教化に関心をもつ早崎の心を強く覚えていたようである。

早崎は本監である浦和監獄典獄であり、川越は熊谷分監長・看守長から川越分監長に就任している早川直享であるが、早崎は浦和から大宮まで汽車で行き、大宮からいわゆる円太郎馬車で一時間余りかけ川越へと通っている。日々、刑余の人とならない前に少年を救う、ということ語っていたといわれるごとく、川越の幼年監を軌道にのせ、感化教育の成果を期待して涙ぐましい努力を重ねている。その初期の事情は、拙著『名典獄評伝』<sup>(14)</sup>の早崎の項に次のごとく記したとおりである。

川越は沿革的にいって明治四年埼玉県入間郡川越喜多町に創設された川越囚獄にはじまり、熊谷県に一時所属したのち明治一〇年一月川越町字郭町に移転して埼玉県川越支署と改称し、軽罪囚を收容してきたところである。敷地僅かに三〇〇〇坪、板塀囲いである。逃走・抗命・拒食と事故多く、職員靴を故意に隠すといった悪戯は日常茶飯事のことであった。早崎はこれに対処するに相変らず減食罰一本で臨んでおり、その例外として新らしく教育停止という懲罰を実施している。片や減食罰に教育停止、片や兵式訓練一点張りという教化には、まことに殺伐硬直した雰囲気であったろうが、平素は極力生徒の心を把むことに没頭していった。この頃までが早崎のいう懐疑の時代である。創業期の川越はやはり一つ一つの問題があり異論があった。暗中模索、論議百出、生徒の事故も多かったと先に伝えるとおり、爾来

教務主任が四年に四回も更迭するという一事からも暗にそれを物語つていよう。生徒にまず余儀なく「馬鹿」と叱つたことから教育論が展開、職員同志激論の末「馬鹿」といつて退官したという話もあり、以来「馬鹿」という言葉は禁句とされたという。

こうして、ようやく九一年目の明治三六年一〇月、非公式的ながら監門の前に「川越児童保護学校」の標札を掲げ、その服装も紺長衣に小倉袴と一定させている。また、この頃より、家庭教育に近づける「家族舎」という制度を採つてゐる。今日で云う肌の触れ合いによる教育「スキン・シップ」である。このことについては、早崎の部下として川越分監に明治三九年九月から四〇年一二月まで一年間看守として奉職、早崎が退官して兵庫県の土山学園に移つた時、爾來九年間も早崎と共に朝夕教護に尽し、のち静岡県立三保学院長となつた満留進の追想手記に、「其中小規模ながら校長（分監長）と教師（看守部長）宅の二官舎に生徒四、五人宛を收容して家庭的に教育する方法をとつて居られた。之れ先生の理想が子供は両親の膝下に於て其愛により養育さるべきもので、之が自然である。之に反するものは例外で自然に反するものである。此保護学校に来て居る子供及び此種類の子供は、家庭に於て実父母の愛を以て養育される事の出来なかつた実に不幸不運の子供であるから、之を教育するには出来るだけ自然に接近せしめてやるべしとの意見によつたものと思う。家族舎制度による感化教育に於て、家族舎の收容人員は何人を以て理想とするか、という事は今日の感化教育当事者に於ても問題になるのであるが、早崎先生は一家族には生徒七人を以て理想とすると話された事がある。普通の家庭としては子供は先づ四、五人以内で、中には七、八人或は一〇人などといふ家庭もあるが、七、八人以上といふ方は普通以上で多い方であるが、専門に教育の任に当る夫婦の職員があれば七人を以て適当な人員とする。それ以上になれば夫婦では充分に手が届き兼ねるが、又一方には経済上の関係も考えねばならないから一〇人迄は少々無理でも一家族舎に收容すべきである、又若し生徒数を一五人或はそれ以上にすれば、それは家庭ではなく寄宿舎の性質を帯びて来て、夫婦では到底十分な世話が出来ないと、小生は土山学園に早崎先生が園長時代に其部下となつて八、九年一家族舎に於て世話をした事がある。土山学園は一〇家庭で定員一〇名であつたから、一〇名の時もあり、それ以

内の時もあって、教養上手が行き届き、職員生徒日々楽しく学科に実科に従事、先生奥さん生徒某さんなどと互に呼びながら、実際は先生である奥さんである生徒であるという観念を全く超越して真の親子骨肉の愛情を以て堅く結合してゆく事ができて、其結果又頗る良好であつた」と記しており、また「学校に小さき一棟の家があつて、其一室は病弱の生徒四名が夜間だけ泊まることになっていて、其隣室が八畳で典獄室と名をつけて典獄が宿泊する場合には其室に泊られる事になって居た様であるが、先生の厚意で小生が赴任した其晩から其典獄室を僕の居室として一年余り其室で生活して居たので、先生に対しては気の毒であつた。其典獄室に僕が明治四一年一月四日近衛歩兵第四聯隊に入隊する迄居たのであるが、隣室には病弱児四、五名が来て泊り、然も其室内に便器迄備へ付けてある有様で、典獄室の方には便所なく井戸もなく炊事の設備もなく又食料品の買入にも甚だ不自由であつたので、僕は寧ろ下宿生活をしたい方であつたが、先生が賛成して下さらなかつたので、実はいいやながら居たのであつたが、今日から考えて見れば先生の考えは感化教育は日夜生徒と接触して居らざれば充分の研究も出来ず又感化も出来ない。感化教育の神髄は教室で教育するのではなく、教室外に於ける朝夕の教育にありとせられた精神から来たものと思ひ、先生の精神の深かつたのに対し自分の精神の余りに浅薄だつたのを今更ら甚だ恥づかしく思つて居ります。その典獄室のすぐ後ろに大きな豚二頭を飼育してあつたので、昼夜ぶうぶう云つて八ヶ間敷かつたり臭かつたりしたが、兎に角世の中にはかくも変則な人間が居るものか、人の子であつたが人の子らしく養育されず、自然の成り行きに放任して置けば将来窃盗強盗殺人放火等あらゆる罪惡を犯す様になるものが、幼年時代教育可能の時代に保護を加え適当に教育すれば、犯罪少年の全部は出来なくとも其大部分が悪人罪人とならずして却つて善良なる国民となりて自立自営が出来、世人に迷惑を掛けざるのみならず、多少でも国家社会に貢献する様になるものかといふ事を知るに至つて、小生が今尚ほ及ばずながら感化事業に従事しているのは全く先生の御蔭であります」と在りし日の早崎の感化教育の實際を物語っている。

川越児童保護学校の看板を掲げてから六ヶ月目の明治三十七年四月、早崎は「川越分監農工芸練習場規定」を設け、農業、西洋洗濯業、指物業、桶業の四業種を練習業種と定めた。そうして新しくもう一枚の「川越農工芸学校」の看板を

掲げたのである。これは我国刑務所職業訓練の嚆矢であり、実科・教科と併せ卒業証書を授与する本格的なものである。当初は農業一七八名、印刷一四名が主体で、指物、桶工、靴工、西洋洗濯業が若干名であったが、次第に整備せられていった。教化の方針は次の一八条である。

- 1、生徒に対しては一切既往を問わず新に生まれたる児童として処遇するを要す。
- 2、生徒に対し天真爛漫たる気風を養成し其の挙動活発ならしめ粗暴ならしめざるを要す。
- 3、生徒に対し外形上の紀律を応用せず児童自然の行儀を保持せしむるを要す。
- 4、生徒に対し常に職員の指導を守らしめ之を實行せしむるを要す。
- 5、生徒に対し如何なる場合と雖も身体を拘束するの必要なし。
- 6、生徒をして言語を高尚優美ならしむる為職員たる者生徒に対し努めて温和優美なる言語を使用し、常に之を誘導するを要す。
- 7、生徒に為さしむる事柄は、先づ職員に於て之を為し事々物々之を指導するを要す。
- 8、生徒の所為に対し、制止せんとする時は単に一言を以て足れりとし、永く諭示せず。
- 9、生徒と常に寢食を俱にし其の愛情を深うするを要す。
- 10、生徒に対し衣服及臥具がぐの着け方を教え先づ外形上普通の品位を保持せしむるを要す。
- 11、生徒をして衣服其他物品の保存及使用に注意せしめ、自己の専有品は常に自ら大切に其始末を為すべき習慣を作らしむるを要す。
- 12、生徒をして自己の専有品たりとも之を他の生徒に贈与し又は交換せしめざるを要す。
- 13、生徒の家庭及其生育の概要を知得し居るを要す。
- 14、生徒をして其の保護者と常に親密の關係を保持せしむる事を要す。
- 15、生徒たる者等しく此の学校に留置さるるを厭ふは自然の情勢ならむ。故に窃に自己の退学を企つる者なしとせず。

之を予防するに愛情を深うし其の懇切に感ぜしめ且成るべく生徒の希望を容れ其の満足を与ふるを要す。

16、生徒身体発育上其の故障あるを發見するを要す。

17、生徒に対し遊戯を奨励するは其の心情を和らげ身体の發育を助成し、自然高尚優美の氣風を養成し、児童教育上特に最も必要有益なるを以て其の職員たる者常に之を研究し生徒と共に毎時施行するを要す。

18、生徒の問に対しては懇切に之を指示し、若し職員の知らざることは明白に之を知らずと答へ生徒に満足を与うるを要す。

と教育者である職員に対しては厳しいほど諸種の要件を求めている。

このほか、当時の囚人身分帳、懲治人身分帳を精読すれば明らかであるが、幼年囚には漏れなく出席簿と分類処遇票を兼ね併せた「就学原簿」が備えられており、養育者の職業、宗教、生計、処遇、品行から遺伝病、犯罪系統、朋友犯罪まで丹念に記載せられている。また「教育成績表」と、蹟の旧字を用いている簿冊があるが、修身、国語、算術、地理、歴史、唱歌、体操の別に記載されている。習字は入監時に漏れなく書いて身分帳に編綴、其後の上達の尺度、基準とされているが、これは典獄早崎の印が「一葉ごと」に捺印されており、眼を通してゐる。低学年は「八ひきのいぬ」といった文言であるが、上級者には「魚介海草漆器陶器織物染料毛布木綿」といった文言を一六文字半紙一枚に書かせ、内容も格言めいたものはなく極めて実業的で、農工芸学校にふさわしい。実科の中では西洋洗濯業（クリーニング）が当時の時代の先端をゆく眼新らしいもので、川越としても最も最新の技術種目を採り入れた実業教育であった。これを学ぶ生徒も意欲的で、のち横浜に弟子奉公し、九年間の精勤証書を洗濯業組合からもらったという記録もあり、この業種の成果は最も大きかったと伝えられている。

しかし、これら多くの教育活動の中でも、とりわけ川越分監の教育活動として著名であり、今日でもひとときわ印象的に伝えられるものは、西洋舞踊や遊戯、遠足といった事柄であろう。早崎の部下満留進は、「西洋音楽と舞踊との採用は当時最も新しい試みでありました。当時川越や熊谷で採用しました舞踏は方舞が主でありまして、円舞其の他は従であ

りました。唾鈴体操もアンヴェイル・コーラスを風琴で伴奏してましたので、参観する方々が驚かれたのは無理の無いことと考えます。後年熊谷の方はピアノを使用しました。何故に舞踏を取り入れましたかに就いては、遺稿中に在りますので申しませんが、其の採用は実際上種々考えました結果であります。東北本線の浦和と大宮両駅の間に与野駅があります、其の頃、此の駅はありませんでした。しかし与野の公園は桜でその辺に有名でありました。明治三九年の春、その公園の芝生で先生と生徒とが一所に、無心に舞う桜の花びらと共にカレントニアンダンスやコロチンに興ずる遠足の一団がありました。誰れが之を懲治場の職員と収容者であると見ませう。これぞ小河博士の理想の父と、それから川越の早川校長、山本先生を始め諸先生方の奮闘の結果とが贏<sup>かち</sup>得ました月桂冠であつたのであります。しかし、此の行き方は完膚無き迄に攻撃され非難されたのであります、面白いことには非難も非難、俗言を借りて申しますならば「ぼろくそ」に申された方々のうち、欧米を一寸でも視察して帰朝されますと、種々欧米の感化教育施設等の報告書を持つて前言の不明を詫びに来られるのであります」と述べられている。

しかし、このような急進的・人道的といえる西洋式感化教育などというものは、監獄関係者はもとより一般市民でもなかなか理解できぬものとして非難され、明治四一年四月、監獄法成立と同時に、新たに司法官僚として台頭著しい検事出身の監獄局長により、小河も早崎も監獄界から追われるごとく、非難を浴びて退官するのである。

小河は清国政府獄務顧問として招かれ、のち国立感化院長事務取扱などを経て、方面委員制度（民生委員の前身）の組織化など社会事業に晩年を捧げ、早崎は兵庫県立土山学園長として少年教護に尽くし、「土山の聖人」とまで云われている。晩年は日暮里の地区改善事業という貧民窟の改善の世話係となり、自ら「日暮里の三助」と云つて風呂焚き、風呂賃のやりとりまで行つており、最晩年はあの縁の深い小河のもとで再び職と共にし、大阪府囑託として憐保事業・方面委員制度の確立に従事し病没している。

今こそ川越は、わが国少年刑務所の代表・中心的存在としてその伝統を築いているが、少年行刑の創業期にはこのような苦勞があり、曲折があつて今日に至っている。昨今の少年問題、少年法改正論議には、眼前の現象論・法律論のみでなく、こうした裏舞台の認識をも踏まえ、少年の教化改善というものが如何に難かしく、熱意と忍耐を要する歴史的事業であるかを知りたいと思う。

## 〔注〕

- (1) 『石田梅岩全集』『手島堵庵全集』、石川謙『石門心学史の研究』（石門心学会、竹中靖一「人足寄場と心学」）（『人足寄場史』一九七頁、創文社、昭和四九年）、拙稿「感化院創業期にみる心学の役割」（雑誌「こころ」第一九卷三号、石門心学会刊、昭和四一年）。
- (2) 刑務協会編『日本近世行刑史稿』下巻、七六七頁、昭和一八年。
- (3) 拙稿「警視監獄署の史的役割」（手塚豊教授退職記念論集『明治法制史政治史の諸問題』慶応通信、五五七頁以下、昭和五二年）。
- (4) 内務省監獄局編纂『公文編年録』、前掲注(2)、七八二頁（明治一四、四四年）、矯正協会所蔵。
- (5) 前掲注(2)、七八六頁（明治九年三月、石川島懲役署より警視庁へ伺）。
- (6) 前掲注(2)、八〇八頁（明治一四年改正監獄則九四條の懲治人教育規定）。
- (7) 前掲注(2)、八三八頁（明治二三年四月の小松監獄授学細則、金沢刑務所旧記）。
- (8) 矯正図書館編『監獄事務諮詢會記事』矯正協会、昭和五〇年。
- (9) 「教誨師職務規程」第三二条以下。
- (10) 拙著『囚鑑・日本の監獄史』雄山閣、一五三、一五四頁、昭和六〇年。
- (11) 留岡幸助『感化事業之発達』磯村政富刊、明治三〇年。
- (12) 留岡幸助『獄制沿革史』磯村政富刊、明治三三年。
- (13) 『小河滋次郎著作集』上巻・中巻、筑摩書房、昭和三〇年、柴田善守『小河滋次郎の社会事業思想』日本生命済生会、昭和三九年。

- (14) 拙著『名典獄評伝』日本行刑史研究会刊、昭和五九年。
- (15) 拙稿「伝記・少年行刑・少年感化の父 典獄早崎春香の事蹟とその生涯」(雑誌『犯罪と非行』昭和四七年五月号)、拙稿「悲劇の矯正先覚者早崎春香」(雑誌『罪と罰』第一〇巻一号、三四頁以下、昭和四八年)。
- (16) 拙著『図説・世界の監獄史』柏書房、二〇八頁以下、「少年感化事業の歴史的推移」、平成十三年。